

第6次白岡市総合振興計画後期基本計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本市では、令和4年3月に第6次白岡市総合振興計画基本構想及び前期基本計画を策定し、基本構想において、「みんなでつくる 自然と利便性の調和したまち しらおか」をまちの将来像に掲げ、その実現に向けて各種施策を展開しています。

現行の前期基本計画の計画期間が令和8年度で満了することに伴い、引き続き基本構想に掲げる将来像の実現を図るため、第6次白岡市総合振興計画後期基本計画の策定を行うものです。

2 基本的な考え方

後期基本計画の策定は、前期基本計画の取組を継承しながらも、社会情勢の変化や新たな行政課題に的確に対応した計画とするため、次の視点に留意して策定します。

(1) 前期基本計画の検証

前期基本計画の進捗状況及び成果を適切に評価し、計画を推進する上での課題を整理するなど、市の将来像の実現に向けて必要な見直しを行います。

(2) 地方創生の推進

前期基本計画は、「地方版総合戦略」を内包していることから、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」、埼玉県「第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び国において今後策定が予定されている「地方創生2.0基本構想」を勘案して必要な見直しを行います。

(3) 効果的かつ効率的な計画策定

「国土強靱化地域計画」と一体的な計画として策定するものとします。

また、前期基本計画の期間中に市が策定した計画等との整合を図るとともに、現在策定中の個別計画については、本計画と連動した計画づくりを行います。

3 計画の構成と期間

将来のまちづくりを計画的に進めるとともに、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応することができるよう「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造とします。

(1) 基本構想（計画期間10年：令和4年度～令和13年度）

まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための指針となるものであり、目指すべき将来像や政策目標などを定めるものです。

(2) 基本計画（計画期間5年：令和9年度～令和13年度）

基本構想を実現するため、まちの現状と課題や基本的な施策を体系的に定めるものです。

(3) 実施計画（計画期間 3 年：令和 9 年度～令和 11 年度）

基本計画で定めた施策の具体的な実施方法等を定めるものであり、社会経済情勢の変化や緊急性に対応した新たな事業との整合等が図れるようローリング方式により毎年必要な調整を行うものです。

4 策定体制

(1) 白岡市総合振興計画審議会

公募に応じた者、知識経験を有する者及び市長が必要と認めた者で組織し、市長の諮問に応じ、計画に関する調査及び審議を行います。

(2) 白岡市総合振興計画策定委員会

市長、副市長、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者並びに企画政策課長、財政課長及び総務課長の職にある者で組織し、計画案の策定及び総合調整を行います。

(3) 土地利用検討会議

経営企画部長を委員長とし、企画政策課、ファシリティマネジメント推進課、商工観光課、農政課、街づくり課、道路課及び建築課の所属長等で組織し、土地利用の現状及び課題の整理並びに将来を見据えた土地利用の検討を行い、必要に応じて土地利用基本構想の見直しを行います。

5 策定スケジュール

別添のとおり

6 市民意見の反映

(1) 市民意識調査の実施

まちづくりに関する市民の意向を把握するため、16 歳以上の市民 1,500 名を無作為に抽出した市民意識調査を実施します。

また、小・中生意識調査、子育て世帯意識調査、事業者意識調査及び市民団体意識調査を実施します。

(2) 市長との対話集会

まちづくりに対する市民の理解を深め、市民の意見を計画に反映するため、市民との対話集会を開催します。

(3) 総合振興計画審議会への市民参加

市長の諮問に応じ、後期基本計画の原案に対し、調査及び審議を行うため、公募に応じた市民を委員に加えた審議会を設置します。

(4) パブリックコメントの実施

計画素案を市公式ホームページ等に掲載し、後期基本計画に対する市民からの意見等を反映させるため、パブリックコメントを実施します。